

1 解職手當ハ会社カ裏表ニ一ヶ月ヲ増ス毎ニ三日分ト率表セシテ四日分ニ更セラレタキコト

(1) 自己ノ都合ニヨリ退職スルモノニ対スル退職手當ハ三ヶ年以上ノ勤続者ニ対シテハ支給規定有之モ三ヶ年以上ノ者ニ対シテ其ノ規定ナキヲ以テ此ノ際相手當ノ方法ヲ講セラレタキコト

(2) 左ノ方法ヲ講セラレタキコト
但シ左ノ場合ニテハ支給額ヲ超加セサルコト
但シ左ノ場合以下ノ女工及男工幼年工ニハ拾

銭増給セラレタキコト
銭増給セラレタキコト

憲戒處分ニ因ル解雇ノ規程ハ破廉
耻罪ヲ犯シタル者ニ限ルト改メラレタキコト

第四項 本爭議ニ関シ儀性者ヲ出サハルコト

第三項

萬止ムヲ得ス解雇スル場合ハ相當ノ手當(此ノ点具體的ニ指示シ居ラス)ヲ支給セラレタキコト

製銅所職工側希望要項
第一項 電線職工側ト同シ
第二項 電線職工側ト同シ
第三項 電線職工側ト同シ
第四項 電線職工側ト同シ
第五項 電線職工側ト同シ

午後四時就業時間後ノ夜業増
ハ仲銅所ト同一ノ律ヲ支給セラレタキコト
全
増給其他ハ電線職工側ト同シ
全

(仲銅所ハ左ノ分科雇考毛ノ歩増)

一 本日本大阪仲銅工組合新進会々長加賀川豊彦、理事安東國松、刈谷秀、西村徳太郎、外約百名ハ午後六時ヨリ西區鞆中通三丁目共益社ニ会合議シ目下住友電線全製銅